

栃木県国土強靱化地域計画

【改定素案】

平成 28 (2016) 年 2 月

(令和 2 (2020) 年 3 月改定)

(令和 3 (2021) 年 2 月改定)

(令和 8 (2026) 年 月改定)

栃 木 県

目 次

はじめに	1
1 趣旨	1
2 本計画の位置付け	2
第1章 強靱化の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 基本目標	6
3 基本方針	7
第2章 脆弱性評価	9
1 脆弱性評価の考え方	9
2 想定するリスク	10
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	12
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	15
5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価	15
6 評価結果のポイント	15
第3章 強靱化の推進方針	16
1 施策分野ごとの推進方針	16
2 個別施策分野の推進方針	17
3 横断的分野の推進方針	45
第4章 計画の推進及び進捗管理	53
1 優先的に取り組む施策	53
2 各種施策の推進及び進捗管理	56
【別紙1】 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	57
【別紙2】 重要業績指標一覧	91
【別紙3】 施策分野ごとの個別事業実施計画	93

はじめに

1 趣旨

(1) 経緯

我が国においては、気候変動の影響により全国的に豪雨災害が頻発・激甚化しているほか、首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模自然災害の発生リスクが高まっています。近年では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において広範囲にわたり甚大な被害が生じたほか、大規模災害の切迫性が指摘されておりその備えが大きな課題となっています。これまで大規模な自然災害が比較的少ないと言われてきた本県においても、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、県内で局所的に発生している竜巻や、平成27年9月関東・東北豪雨、さらには令和元年東日本台風等の発生により、県民生活や県内経済に大きな被害がもたらされました。今後もいつ大規模災害に見舞われてもおかしくない状況であるため、引き続き、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていく必要があります。

こうした中、国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、その後、平成30年12月と令和5年7月には、近年の災害の教訓や社会経済情勢の変化を踏まえ、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が改定されました。また、基本計画に基づく「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実行しており、この対策に続く中期的な計画として、令和7年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」が定められ、施策の一層の重点化と、組織の枠を越えた施策連携強化型の国土強靱化を推進することとしています。

なお、基本法では、第4条において、地方公共団体は、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、第13条において、都道府県は、当該都道府県の区域における国土強靱化に関する施策の推

進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を、地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されています。

ひとたび大規模災害が発生すると、復旧・復興を経て、県民が日常生活を取り戻すまでには、長期間にわたって労力と資金を費やすことになるため、平時から災害に対する備えが必要となります。

本県においても、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国や市町と連携し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するため、平成28年2月に栃木県国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定し、令和3年2月には、災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況等を踏まえ、本計画の改定を行いました。

(2) これまでの取組

現計画に位置付けられた平成28年度からの10年間の取組については概ね順調に進捗していますが、全国で発生している大規模地震や異常気象の頻発・激甚化を踏まえると、取組の更なる推進や新たな課題への対応など、本県の強靱化に係る取組はより一層重要さを増しています。

(3) 改定の目的

近年発生した災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況を踏まえるとともに、国の基本計画との調和を図るため、令和8年度からの概ね5年間の取組を位置付けた計画に改定を行います。

2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

(1) 国の基本計画や市町の地域計画との関係

本計画は、基本法第14条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保つとと

もに、国・県・市町が連携して国土強靱化施策を推進することで実効性ある計画となることから、市町の国土強靱化地域計画とも相互に調和を保つものとします。

(2) 県が策定する重点戦略や分野別計画との関係

本計画は、国土強靱化の観点から、栃木県重点戦略「次期プラン（仮称）」の内容と整合を図るとともに、本県の他分野の計画における国土強靱化の関連部分に関する指針となるものです。

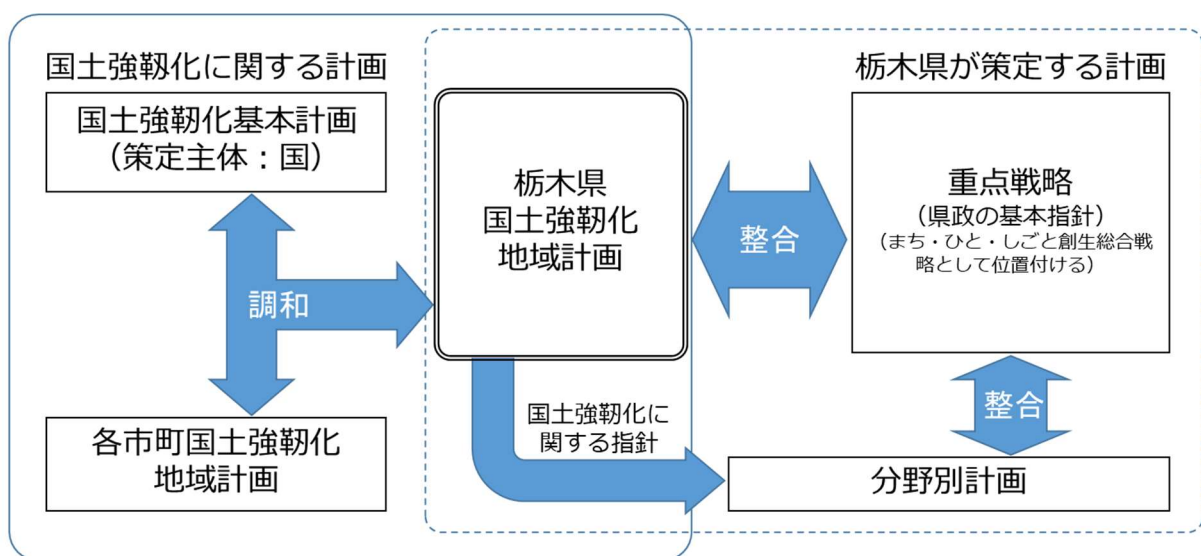


図1 栃木県国土強靱化地域計画と関連計画の関係性

(3) 県地域防災計画との関係

本計画は、いかなる災害等が発生しようとも、最悪の事態を回避するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、発災前の「平時」から強くしなやかな社会経済システムの構築を目指します。

一方、地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、発災時における応急対策や、発災後の復旧・復興対策等に関する対応を取りまとめたものとなっています。

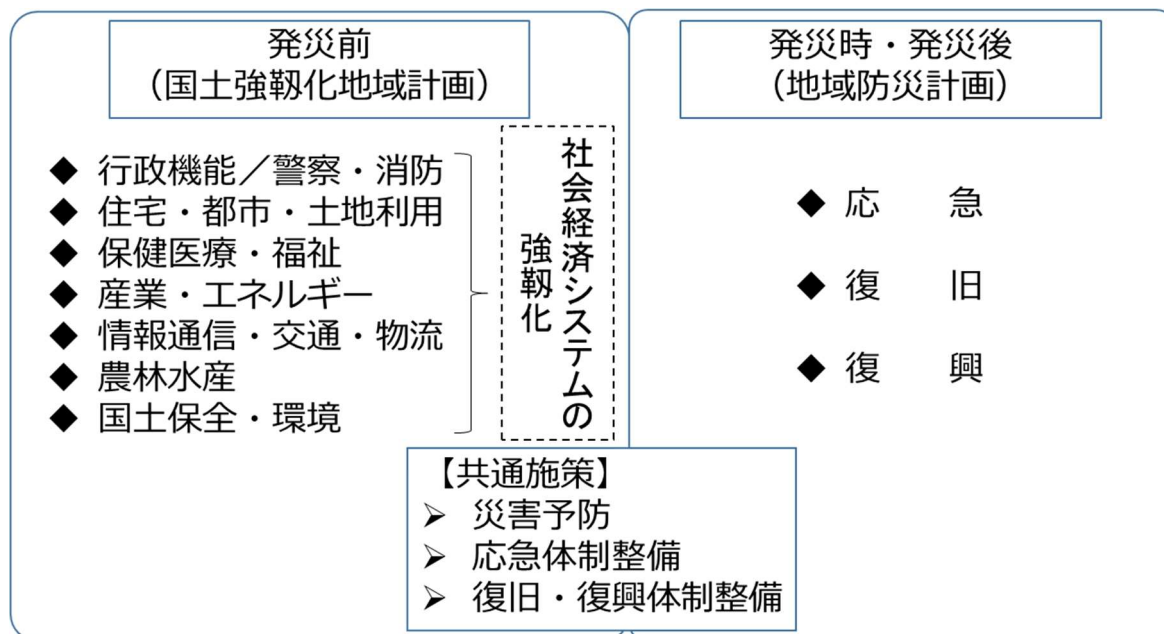


図2 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 安全・安心な基盤が整う強くてしなやかなとちぎづくり

本県は、東日本大震災以降、竜巻や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風など、気象の急変に伴う局地的な大規模自然災害の発生により甚大な被害を受けています。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、県では、これまで「災害に強いとちぎづくり条例」の基本理念にのっとり、県民の防災意識を高めるとともに、地域防災計画を適宜見直すなど、様々な災害対策を進めてきたところですが、本県はもとより、全国で発生した災害の教訓も踏まえながら、引き続き、発災そのものを抑制し、たとえ発災してもその被害を最小化する事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を効果的に連携させ、総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

また、高度経済成長期に整備された各種社会資本の老朽化に対応するため、長寿命化を進めるとともに、整備のあり方の見直しを行う必要があります。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しても県民の生命、身体及び財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えたとちぎづくりを推進することで、安全・安心な基盤を次世代に継承していきます。

(2) とちぎの豊かさの維持・向上

大規模自然災害等のリスクに対する危機管理対応力を強化し、いかなる災害が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保することは、県民の生命、身体及び財産を守るとともに、本県の産業競争力の強化や移住・定住の促進など、持続的な成長に資するものと期待されます。

また、強靱化への投資は、単に災害を防ぐだけでなく、新しい生活スタイルや地域の魅力を創出することにも貢献し、子育て世代や高齢者など全ての住民が住み続けたいと思える地域形成につながる「未来への投資」としての側面も

有します。

そこで、強くてしなやかなとちぎづくりの推進に当たっては、県民の生命、身体及び財産を守るとともに、安定的な経済社会活動を支える基盤づくりを通じて、本県の安全・安心に対する信頼を高め、「未来への投資」としての側面も重視しながら、県民生活の豊かさの維持・向上に資するものとなるよう取り組んでいきます。

(3) 災害発生時の防災拠点としての機能の充実

現計画策定から10年が経過し、その間、全国各地で豪雨災害等が頻発・激甚化していることから、県内さらには県境をまたぐ広範囲にわたる被害に対応するため、防災拠点を中心とした広域的な災害対策活動による早期の復旧・復興体制の構築が重要となっています。

このため、本県においても大規模災害への備えとして、救援物資の備蓄や活動要員のベースキャンプ等として活用できる防災活動拠点の機能を充実させていきます。

また、本県は東京から60～160kmに位置し、東北縦貫自動車道や東北新幹線などによる東京圏と東北・北海道とを結ぶ南北軸と、北関東自動車道などによる太平洋・日本海を結ぶ東西軸の結節点にあるなど、交通の要衝としての地理的優位性を有しているほか、地震等の大規模な自然災害リスクが少ないという特徴も持っています。

そこで、こうした地理的優位性等を生かし、我が国全体の強靱化に貢献する観点から、防災・減災対策や社会資本等の老朽化対策はもとより、広域交通ネットワークの強化を計画的に推進し、首都直下地震等が発生した場合の食料・エネルギー供給への対応など、支援体制の構築を図ります。

2 基本目標

国の基本計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 県民の生命の保護が最大限図られること
- ② 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

の4つを基本目標に位置付け、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進します。

3 基本方針

強靱なとちぎづくりに関する施策については、国の基本計画における国土強靱化を推進する上での基本的な考え方を踏まえ、以下の基本方針に沿って推進します。

(1) 基本姿勢

- ・ 巨大災害リスクの切迫や気候変動の深刻化など、国土や地域の持続性を脅かす危機や、人口減少や高齢化の更なる進行、各種社会資本の老朽化など、本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえた施策を進めていきます。
- ・ 災害時にすべての住民等が円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ・ 「自助・共助・公助」を基本として、事業継続性（BCP）確保を始めとし、国、市町、住民及び民間事業者等、官民の多様な主体が、適切な連携と役割分担の下、施策を進めていきます。
- ・ 各地域において強靱化を推進する担い手の確保と活躍できる環境整備に努め、あらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・ 防災拠点施設をはじめとした各種防災インフラの整備・管理や建築物の耐震化等のハード対策と、防災訓練や防災教育の実施等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・ 交通・通信・エネルギーなどのライフラインが一体的に安定して機能するよう、相互関連性も踏まえた強靱化を図ります。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時においても県

民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等に資する対策となるよう留意します。

(3) 効果的な施策の推進

- ・各施策については、持続的な実施に配慮し、選択と集中による重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用や施設の効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- ・限られた資金を最大限活用するため、民間が持つ資金や高い技術力の導入を促進します。
- ・施策を効率的に進めるため、デジタル等新技術の活用による施策の高度化を推進します。

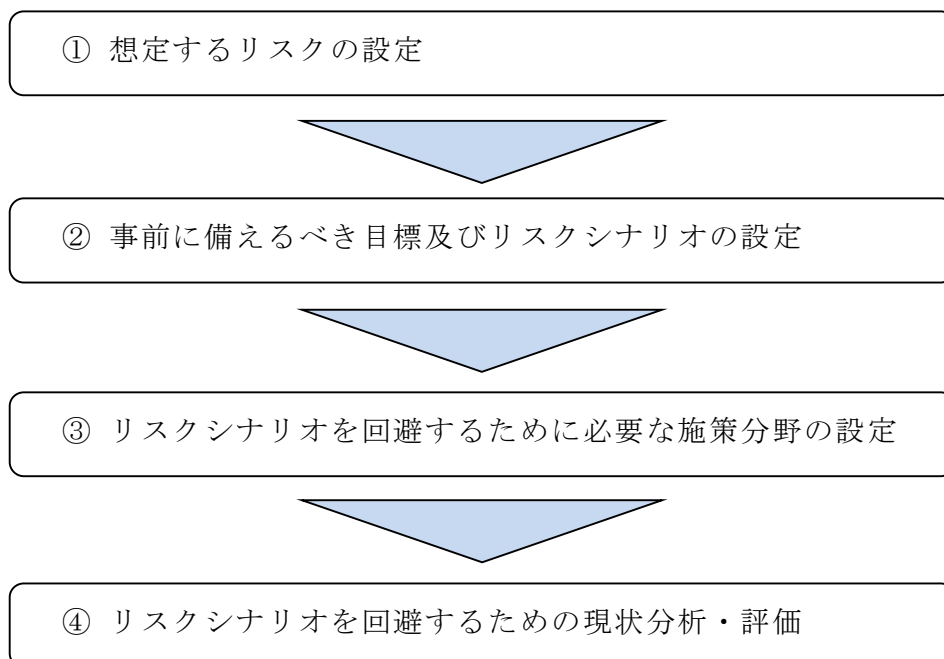
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

【脆弱性評価の手順】



2 想定するリスク

県民生活や県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、現在、風水害や土砂災害が頻発・激甚化するとともに、首都直下地震、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されており、大規模自然災害はひとたび発生すれば、県土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、本県の地域特性や過去の災害なども踏まえ、大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定します。

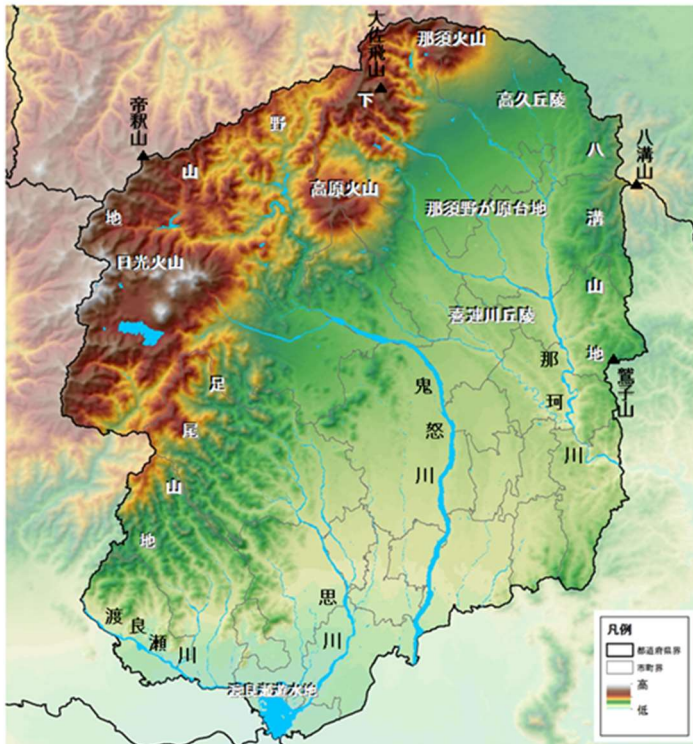
また、地震後に風水害が発生するなど、災害が同時あるいは連続して発生する複合災害の可能性にも留意します。

【参考：本県の地域特性】

○ 地形・地勢

本県は、領域の約半分が山地・丘陵地で占められており、北西部には日光火山群、北部には那須火山、南西部には足尾山地、東部には八溝山地が広がり、多様な地形を形成しています。これらの山地・火山群に囲まれる形で、県中央部には南北に那須野が原や関東平野北部へと続く中央低地が展開しており、主要な都市や人口が集中しています。

地質的には、山地は硬質な中・古生界の岩石や酸性火山岩類からなり、中央低地では未固結で軟弱な沖積層が厚く堆積しています。特に、人口集中地域である中央低地では、地震時の揺れの増幅や、旧河川跡・水田跡など軟弱な地盤での液状化現象の発生リスクに留意が必要です。また、那須火山の活動性や、南北に延びる関谷断層の存在も地勢上の重要な特性です。



<栃木県の地形>

○ 気象

本県は太平洋側気候の内陸県であることから、気温の較差が大きいなど内陸県特有の特徴を有しています。夏期は雷が多く盛夏期でも比較的降雨量が多いです。特に主要水源地帯である急峻で脆弱な火山性の山岳部は崩壊しやすく、土砂が生産されやすい地質特性を持ちます。このため、集中豪雨や台風などの大雨により河川の氾濫や山間部での土砂災害が発生する危険性があります。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しいため平野部でも最低気温が氷点下の日が多く、男体おろし、那須おろしと呼ばれる季節風が吹き、空気が乾燥します。標高の高い山沿いでは日本海側気候の様相を呈し雪をもたらし、積雪や路面凍結による交通障害が発生することがあります。

○ 立地・交通

本県は、関東地方北部に位置し、東京圏に60～160km圏と近接しており、首都圏と東北地方を結ぶ結節点としての重要な役割を担っています。南北方向の基幹交通軸として、東北自動車道、東北新幹線、国道4号が県中央部を

縦貫し、広域的な人流・物流を支えています。これらは、災害時における緊急輸送路としても極めて重要です。東西方向の軸としては、北関東の広域連携を担う北関東自動車道や、主要国道・県道が整備されています。

【参考：本県の主な過去の災害】

- 東日本大震災
 - ・発生日：平成23（2011）年3月11日
 - ・最大震度：6強（宇都宮市ほか4市町）
 - ・人的被害：死者4名、負傷者133名
 - ・住家被害：全壊261棟、半壊2,118棟

- 平成27年9月関東東北豪雨災害
 - ・発生日：平成27（2015）年9月9日から9月11日
 - ・人的被害：死者3名、負傷者6名
 - ・住家被害：全壊24棟、半壊979棟、床上浸水1,140棟、床下浸水3,966棟

- 令和元年東日本台風災害（台風第19号）
 - ・発生日：令和元（2019）年10月11日から10月13日
 - ・人的被害：死者4名、負傷者23名
 - ・住家被害：全壊83棟、半壊5,252棟、床上浸水3棟、床下浸水140棟

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画では、6つの事前に備えるべき目標と35のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

本計画においては、これを参考としながら、内陸県であることなど、本県の地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、6つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして、27のリスクシナリオを以下のとおり設定します。

【参考】

- 国の基本計画では設定されているが、本計画では採用しない例
 - ・ 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
 - ・ 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
 - ・ 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
 - ・ 海上・臨海部の広域複合災害の発生

事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

基本目標	事前に備えるべき目標	No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
I. 県民の生命の保護が最大限図られる II. 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧・復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-2	河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと	2-1	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
	3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下
	4 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		4-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		4-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること	5-1	防災・災害対応に必要な通信インフラが機能停止し、災害情報等の伝達不能
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	6-1	自然災害後の地域より良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
6-6		風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響	

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国の基本計画において設定された施策分野（12の個別施策分野及び6の横断的分野）を参考に、本計画では、リスクシナリオを回避するために必要な強靱化に関する施策分野として、7の個別施策分野と5の横断的分野を以下のとおり設定しました。

（個別施策分野）

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市・土地利用
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 産業・エネルギー
- (5) 情報通信・交通・物流
- (6) 農林水産
- (7) 国土保全・環境

（横断的分野）

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成
- (3) 官民連携
- (4) 老朽化対策
- (5) デジタル活用

5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

評価結果については、【別紙1】（P57～）のとおりです。

6 評価結果のポイント

脆弱性評価のポイントは、「第1章 3 基本方針」に反映しました。

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第2章において設定した7の個別施策分野と5の横断的分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、県や市町、関係機関等、様々な主体が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

2 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能／警察・消防等

① 行政機能

【県及び市町の防災拠点機能の確保・強化】

リスクシナリオ No.3-1 (所管部局：関係各部局)

- 大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的な整備等を推進します。

－主な取組－

- 庁舎等の建替の実施
- 発災時における警察・消防・自衛隊の受入拠点である広域災害対策活動拠点の都市公園や道の駅の機能強化
- 非常用発電機の整備・維持や稼働に必要な燃料の確保

など

【業務継続体制の整備】

リスクシナリオ No.3-1 (所管部局：危機管理防災局)

- 「栃木県業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、市町の業務継続計画（BCP）における「重要な6要素」の規定を中心とした計画の見直しを促進するなど、県及び市町の業務継続体制を強化します。

－主な取組－

- 組織改編、業務内容や施設設備の変更等に応じた計画の見直し
- 訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な計画の見直し
- 市町におけるBCPへの「重要な6要素」の規定及び見直しの促進

など

【情報の収集、伝達体制の確保】

リスクシナリオ No.1-5、5-1 (所管部局：県土整備部、危機管理防災局)

- 災害発生時においても、県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情

報の収集、伝達を確保します。

－主な取組－

- 災害時の迅速な情報収集・伝達体制等の整備やデジタル技術等を活用した防災DXの推進
- 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策業務等を行う緊急対策要員制度の見直し
- 公共土木施設の復旧体制に関する国、市町、民間団体等との情報共有の強化

など

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

リスクシナリオ No.2-2、2-3、2-4、2-6、2-7、4-4（所管部局：保健福祉部、危機管理防災局）

- 災害発生直後の被災地域住民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。

－主な取組－

- 市町等と連携した食料、生活必需品の備蓄の推進
- 医療機関、医薬品卸売業者等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進
- 市町と連携した消火、水防、人命救助活動や被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進
- 災害時の速やかな物資や備蓄の提供に向けた物資物流体制の強化

など

【避難所の環境整備、運営等支援】

リスクシナリオ No.2-3、2-4（所管部局：危機管理防災局）

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるよう、トイレ、食事、就寝等、避難所の環境整備や、運営等への支援に取り組めます。

－主な取組－

- 災害関連死ゼロを目指した、スフィア基準を満たす避難所環境整備や避

難所のレイアウトに基づく避難所設置運営訓練の実施

- 市町等と連携した食料、生活必需品の備蓄の推進（再掲）
- 市町と連携した消火、水防、人命救助活動や被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進（再掲）

など

※ スフィア基準：水と衛生、食料、住居、保健などの分野ごとに達成すべき最低限の基準として、複数の人道支援を行う NGO グループと国際赤十字・赤新月運動が策定した

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】

リスクシナリオ No.3-1（所管部局：危機管理防災局）

- 県の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

－主な取組－

- 受援計画の整備に係る市町支援
- 受援計画に基づく研修や訓練の実施
- 全国知事会等における訓練や連絡会議への参加
- 県及び市町における応援職員派遣体制の構築、支援業務の研修等による人材の育成

など

【首都直下地震等への対応】

リスクシナリオ No.2-1、3-1（所管部局：危機管理防災局）

- 首都直下地震等大規模災害の発生に備え、首都機能のバックアップへの対応等に近隣県と連携しながら取り組みます。

－主な取組－

- 首都直下地震等発生時の首都機能等のバックアップに必要な機能の充実に向けた検討

など

【帰宅困難者対策】

リスクシナリオ No.1-2、2-5、4-3 (所管部局：県土整備部、危機管理防災局)

- ▶ 大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

－主な取組－

- 帰宅困難者対策協議会の設置による連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、市町や公共交通機関等との連携強化
- コンビニエンスストア事業者等との協定締結による徒歩帰宅者への支援体制の整備
- 帰宅困難となった施設利用者や従業員等のための飲料水・食料など緊急物資の交通機関、観光施設、事業所等における備蓄の促進
- 駅前広場等の整備

など

【原子力災害対策の推進】

リスクシナリオ No.4-2 (所管部局：危機管理防災局)

- ▶ 近隣県の原子力発電所等における異常事態等に伴う原子力災害から、県民の生命及び身体を保護します。

－主な取組－

- 異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実
- 緊急時のモニタリング体制の強化

など

重要業績指標

	【現状値】	【目標値】
	(R7)	(R12)
・BCPに「重要な6要素」を規定している市町数	21市町	25市町

・スフィア基準を満たす避難所を整備するための災害用物資・資機材の備蓄を行っている市町数

0 市町
(R6)

25 市町

② 警察・消防等

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保】

リスクシナリオ No.1-1、2-1 (所管部局：危機管理防災局)

➤ 大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備します。

－主な取組－

- 消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化
- 市町、消防本部における消防施設の充実への支援
- 広域的な消火応援受入体制の整備の促進

など

【消防広域応援体制、災害警備体制の整備】

リスクシナリオ No.2-1 (所管部局：警察本部、危機管理防災局)

➤ 県内での大規模災害発生時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

－主な取組－

- 県内消防相互応援体制の整備
- 緊急消防援助隊の受援体制の整備
- 災害警備本部機能の充実・強化
- 救助活動用装備資機材の整備
- 救助活動の能力向上に資する訓練等の推進

など

重要業績指標

	【現状値】	【目標値】
	(R7)	(R12)
・消防団の定員充足率	85.6%	100.0%

(2) 住宅・都市・土地利用

【住宅、建築物等の耐震化】

リスクシナリオ No.1-1 (所管部局：県土整備部)

- 効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、市町と連携しながら、住宅や建築物等の耐震化を促進します。

－主な取組－

- 住宅の耐震化の促進
- 学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 特定天井等の非構造部材及びブロック塀等の安全対策の促進
- 市町と連携した大規模盛土造成地の適正管理や耐震化の促進

など

【市街地整備】

リスクシナリオ No.1-1、1-2、2-4、4-3 (所管部局：県土整備部)

- 避難路、物資輸送路、防災公園の整備、幹線道路の無電柱化など、災害時の被害拡大防止や被災時の通行確保及び応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進します。

－主な取組－

- 避難路、物資輸送路等の整備促進
- 防災機能を有する公園の整備促進及び計画的な施設更新
- 幹線道路の無電柱化
- 交通結節点アクセス道路等の整備
- 高規格道路、重要物流道路の未整備区間の整備促進
- 主要幹線道路の4車線化

など

【上下水道施設の耐震化】

リスクシナリオ No.1-1、2-3、2-4、2-7、5-3 (所管部局：県土整備部)

- 災害発生時における飲料水供給の長期停止、公衆衛生問題や交通障害の発生

を防止するため、上下水道施設等の耐震化を促進します。

－主な取組－

- 水道事業者等に対する施設の耐震化、計画的な施設更新の促進
- 流域下水道施設の耐震化、計画的な施設更新の推進
- 病院や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化の促進

など

【地籍調査の促進】

リスクシナリオ No.6-3、6-4（所管部局：環境森林部、農政部）

- 災害発生時の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を促進します。

－主な取組－

- 市町が実施する地籍調査の促進
- 森林組合等が実施する地籍調査等の促進

など

【老朽空き家対策】

リスクシナリオ No.1-1、6-3（所管部局：県土整備部）

- 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、市町等と連携しながら、国の支援制度を有効活用し、空き家対策を総合的に推進します。

－主な取組－

- 空き家の発生抑制や適正管理に向けた空き家所有者に対する情報発信の強化
- 危険な空き家の除却等に向けた国の支援制度の活用促進

など

【復興の事前準備】

リスクシナリオ No.1-1、6-1、6-2、6-4、6-6（所管部局：県土整備部、危機管理防災局）

- 災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る役割分担や行動

手順等を明確にするとともに、関係機関と共有し、事前準備の体制整備を推進します。

－主な取組－

- 「栃木県都市復興ガイドライン」に基づく復興事前準備の取組の普及啓発
- 応急仮設住宅の迅速な供給及び円滑な運用を図るための体制の整備

など

【文化財の防災対策等】

リスクシナリオ No.6-5 (所管部局：生活文化スポーツ部)

- ▶ 災害発生時の文化財の喪失等を防ぐため、文化財の耐震化、防火設備の整備等の促進、防災マニュアルの検討を行うとともに、関係機関等と連携し、文化財の保護に取り組みます。

－主な取組－

- 文化財保存のための防災設備等の設置の促進
- 災害発生時の対応に備えた関係機関等との連携強化

など

重要業績指標

	【現状値】	【目標値】
	(R7)	(R12)
・住宅の耐震化率		調整中
・上水道の基幹管路の耐震適合率		調整中
・流域下水道の重要管渠の耐震化率		調整中
・地籍調査進捗率	25.4%	28.0%

(3) 保健医療・福祉

【保健医療福祉調整本部の体制強化】

リスクシナリオ No.2-2、2-3、2-7、3-1、6-2（所管部局：保健福祉部）

- ▶ 県や市町の保健福祉職員の災害対応に係る資質向上及び被災地で活動する保健医療福祉等の各種支援チームの体制強化のほか、他機関・団体との連携に必要な本部機能のコーディネーション能力の向上を図ります。

－主な取組－

- 保健福祉職員を対象とした健康危機管理研修の実施
- 保健医療福祉活動チームとの合同訓練・会議等の開催
- 「栃木県保健医療福祉活動マニュアル」の整備・改正
- D H E A T^{※1}の養成及び技術向上を図るための研修の実施
- D M A T^{※2}、D P A T^{※3}、D W A T^{※4}等の各種支援チーム隊員の増員や技術向上を図るための研修や訓練の実施
- D M A T活動のための医療資機材の確保
- 災害支援ナースの派遣に必要な体制の整備
- 栃木県災害医療コーディネーターとその他関係団体で構成する災害医療コーディネートチームとの連携強化
- 県単位または二次保健医療圏ごとに地域コーディネート機能の確認を行う災害訓練の実施
- J R A T^{※5}の派遣に必要な体制整備及び人材確保や人材育成を図るための普及啓発や研修の実施の検討

など

※1 D H E A T：被災都道府県等に設置される健康危機管理組織の長の指揮調整機能等を補佐する災害時健康危機管理支援チーム

※2 D M A T：災害急性期（災害発生 48 時間以内）に被災地において医療救護活動を行う災害派遣医療チーム

※3 D P A T：精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム

※4 D W A T：一般避難所等で要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に対する福祉支援を行う災害福祉支援チーム

※5 J R A T：災害時に被災者及び要配慮者等に対する災害リハビリテーション支援活動を行う災害リハビリテーション支援チーム

【災害拠点病院の機能強化】

リスクシナリオ No.2-2 (所管部局：保健福祉部)

- 関係機関相互の連携により、災害発生時において、必要な医療が確保される体制を構築します。

－主な取組－

- 災害拠点病院における食料、飲料水、医薬品等の現物備蓄や緊急時における供給体制の整備
- 災害時のコーディネート体制の確認や避難所の衛生管理、避難者の健康管理等の体制整備のための災害訓練の実施
- 災害拠点病院におけるヘリポートの敷地内への設置促進

など

【DMAT指定病院等の整備】

リスクシナリオ No.2-2 (所管部局：保健福祉部)

- DMAT及びDPATの体制強化を図ります。

－主な取組－

- DMAT及びDPAT隊員の増員や技術向上を図るための研修や訓練の実施

など

【医療機関等におけるライフラインの確保】

リスクシナリオ No.2-2 (所管部局：保健福祉部)

- 災害発生時に電気、ガス、水道、医療機関の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料など、医療機関等におけるライフラインの確保に努めます。

－主な取組－

- 医療機関、関係機関との連携による災害発生時における医療施設への電気、ガス、水等の円滑な供給体制の整備
- 医療機関、社会福祉施設（高齢者・障害者・児童福祉施設等）などにおける非常用電源設備、給水設備等の整備促進
- 医療機関におけるBCPの策定促進

など

【医療機関等の耐震化等】

リスクシナリオ No.1-1、2-2、2-3 (所管部局：保健福祉部、県土整備部)

- 地震や火災、水害等が発生すると多くの人命に関わる医療機関や社会福祉施設において、国の支援制度等を有効活用し、耐震化等を促進します。

－主な取組－

- 医療機関や社会福祉施設（高齢者・障害者・児童福祉施設等）、幼稚園などの要配慮者利用施設の耐震化、ブロック塀の安全対策及び防火対策（スプリンクラー設置等）、移転等の促進
- 救急医療機関へのアクセス道路の整備

など

【感染症予防対策】

リスクシナリオ No.2-3、2-7 (所管部局：保健福祉部)

- 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から感染症予防対策に取り組みます。

－主な取組－

- 感染症発生動向調査事業による予防対策の普及啓発
- 消毒用資材の確保
- 避難所配置用常備薬等の備蓄

など

重要業績指標

	【現状値】	【目標値】
	(R7)	(R12)
・DMAT指定病院数		調整中
・災害訓練の実施回数		調整中

・災害拠点病院以外の病院におけるBCPの策定率

調整中

(4) 産業・エネルギー

【県内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】

リスクシナリオ No.4-1、6-6（所管部局：産業労働観光部）

- 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、BCPの策定支援に取り組めます。

－主な取組－

- BCPの策定に関する啓発セミナーの開催
- BCPの策定や見直し、訓練に取り組む事業者に対する個別支援
- BCPの策定を支援する人材の育成

など

【本社機能等の移転】

リスクシナリオ No.4-1（所管部局：産業労働観光部、県土整備部、企業局）

- 我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の本社機能や、事業継続のためのバックアップ拠点・代替生産ラインを備えた工場等の立地を促進します。

－主な取組－

- 企業訪問やセミナーによる本県の強みのPR活動
- 新規立地企業に対する助成制度の充実
- 本県へ本社機能や研究所を移転する企業への支援
- 企業ニーズを踏まえた産業団地の整備
- アクセス道路等の整備やスマートインターチェンジの設置促進

など

【道路啓開等の復旧・復興を担う人材の育成・確保】

リスクシナリオ No.5-3、6-2（所管部局：県土整備部）

- 建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足に対応するため、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を推進します。

－主な取組－

- 若年者等の入職促進や人材育成・人材確保の取組の推進及び支援

など

【ライフラインの災害対応力強化】

リスクシナリオ No.1-4、5-2、5-3（所管部：関係各部署）

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。

－主な取組－

- 電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携した、災害対策上重要な設備の耐震化
- LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施
- 関係機関等と連携した予防伐採の推進
- ライフライン関係機関を交えた図上訓練の実施
- 幹線道路の無電柱化（再掲）

など

【エネルギーの安定供給】

リスクシナリオ No.4-1、5-2（所管部局：環境森林部ほか施設所管部局）

- 大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加えて蓄電池との組合せを促進するほか、さらに、コージェネレーション等の分散型エネルギーの導入拡大により、エネルギーの安定供給を図ります。

－主な取組－

- 太陽光、水力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギーの利活用の促進
- 自家発電設備やコージェネレーションの導入拡大等の分散型エネルギーの導入促進
- エネルギー関連産業の立地に向けた支援

など

【工業用水の供給】

リスクシナリオ No.5-3 (所管部局：企業局)

- 災害発生時においても、給水機能を確保するとともに、受水企業への安定した工業用水の供給を推進します。

－主な取組－

- 施設の耐震化、老朽化対策の計画的な実施
- 近隣自治体との相互応援協定による応急復旧体制の整備

など

重要業績指標

	【現状値】	【目標値】
	(R7)	(R12)
・ B C P 策定支援事業者数 (累計)	596 社	901 社
	(R6)	
・ 高速道路のスマート I C 数		調整中

(5) 情報通信・交通・物流

【住民等への災害情報の伝達】

リスクシナリオ No.1-5、5-1（所管部局：危機管理防災局）

- 逃げ遅れゼロを目指した、デジタル技術の活用や市町との連携等による県民に向けた正確で分かりやすい防災情報の提供を推進します。

－主な取組－

- 市町における情報伝達手段の多重化の促進
- 緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用の促進
- 災害情報共有システム（Lアラート）を活用した迅速かつ効率的な情報伝達
- 次期栃木県防災情報システムを活用した災害情報伝達体制の整備

など

【電源の確保】

リスクシナリオ No.5-1、5-2（所管部局：関係各部局）

- 災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を促進します。

－主な取組－

- 通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進
- 市町等における非常用電源設備の整備の促進
- 電気自動車（EV）・燃料電池車（FCV）等の緊急電源としての活用の促進
- 県有発電所建屋等の耐震化

など

【道路の防災・減災対策及び耐震化】

リスクシナリオ No.1-2、2-4、4-3、6-1（所管部局：県土整備部、警察本部）

- 平常時、災害発生時を問わず、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。

－主な取組－

- 過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等における防災・減災対策の実施
- 道路施設の冠水対策や豪雪対策、老朽化対策の実施
- 広域幹線道路やインターチェンジアクセス道路の整備、スマートインターチェンジの設置促進
- 停電により情報が遮断され管理上支障が生じる恐れのある道路施設の停電・節電対策の実施
- 緊急交通路等の円滑で安全な通行を確保するため、主要な交差点を中心とした信号機電源付加装置の整備、更新
- 経年劣化により倒壊する危険のある道路附属物や信号柱の建て替え、信号制御機の更新
- 緊急輸送道路上における橋梁の耐震化の実施
- 国土強靱化、生産性向上に資する幹線道路のバイパス整備や橋の新設による立体交差化

など

【緊急車両等の通行ルートの確保】

リスクシナリオ No.1-2、1-3、1-4、2-2、2-4、2-6、4-1、5-1、6-1（所管部

局：県土整備部）

- 大規模地震災害発生直後の初動対応や救助・救援活動のため、緊急車両等の通行ルートの迅速かつ的確な確保に取り組みます。

－主な取組－

- 栃木県道路啓開計画に基づく災害時を想定した車両移動等訓練の実施
- ドライバーに対する道路啓開への協力と理解に関する周知
- 緊急輸送道路指定路線の随時見直し、変更
- 緊急輸送道路や重要物流道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備
- 建設業者との施設の維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備

- 道路管理及び情報収集等の体制強化対策の実施

など

【緊急輸送体制の整備】

リスクシナリオ No.2-2、2-4、4-3、4-4（所管部局：危機管理防災局、保健福祉部、県土整備部）

- 災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。
 - －主な取組－
 - 市町等との連携による臨時ヘリポートの選定

など

【孤立可能性集落における対策の推進】

リスクシナリオ No.2-6（所管部局：県土整備部、危機管理防災局）

- 災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある集落（孤立可能性集落）に係る対策を推進します。
 - －主な取組－
 - 孤立可能性集落に通じる道路防災危険箇所等の対策、代替輸送道路の確保、孤立可能性集落周辺の土砂災害防止対策、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流出防止
 - 通信手段や、防災用資機材の備蓄の推進
 - 市町との連携による住民の避難先となる施設や救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地の確保

など

重要業績指標	【現状値】	【目標値】
・ 県広報課 LINE（ライン）の登録者数	(R7)	(R12)
		調整中

・道路防災点検における要対策箇所の整備率 調整中

・常総・宇都宮東部連絡道路、栃木西部都市連絡
道路の整備延長 調整中

(6) 農林水産

【農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化】

リスクシナリオ No.1-2 (所管部局：農政部)

- 被災した場合に農業生産等への影響が大きい頭首工、農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の損壊等の被害を防止するため、施設の対策工事費用や維持管理費用の低減を図りながら、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の重要度や劣化状況に応じた長寿命化対策及び耐震化を推進します。
- 防災重点農業用ため池について、健全度評価の結果、対策が必要と判明した施設の決壊リスクを低減させるため、優先順位を定めて計画的に防災対策を推進します。
- 大雨や地震時に、迅速かつ安全にため池の状況を確認できる情報通信技術（ICT）を活用した監視システムの導入が進むよう、市町や関係団体と連携し、ため池管理者の理解促進を図ります。

－主な取組－

- 農業水利施設等の計画的な整備
- 老朽化した基幹的農業水利施設の機能診断、補修、更新
- 防災重点農業用ため池の防災工事の支援

など

【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

リスクシナリオ No.4-4 (所管部局：農政部)

- 災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進します。
- 台風や雪害等に強い低コスト耐候性ハウスの導入を促進します。
- 農業水利施設などの生産基盤等を将来にわたって持続的に発揮させるため、地域農業の営農形態の変化に対応した施設の集約・再編を促進します。

－主な取組－

- 農業用ダム、頭首工、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保

- 低コスト耐候性ハウスの導入の促進・支援
- 地域農業の営農形態の変化に対応した施設の集約・再編の促進

など

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

リスクシナリオ No.4-5 (所管部局：農政部)

- 農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。
 - －主な取組－
 - 地域の共同による農地・農業水利施設の保全活動等の促進
 - 中山間地域等における保全活動の広域化やスマート農業の導入等の農業生産活動への支援

など

【農業集落排水施設の機能保全】

リスクシナリオ No.5-3 (所管部局：農政部)

- 農業集落排水施設の汚水処理機能を確保するため、最適整備構想に基づく改築、改修等の機能保全・強化対策を促進します。
 - －主な取組－
 - 最適整備構想に基づく機能保全対策の着実な促進

など

【森林の適切な整備・保全】

リスクシナリオ No.1-3、4-5 (所管部局：環境森林部)

- 災害に強い森づくりを推進するため、多様で健全な森づくりや治山対策を推進します。
 - －主な取組－
 - 適切な森林整備による森林の若返りや治山施設の整備等の推進
 - 森林ボランティア等による保全活動や環境教育等の推進
 - デジタル化した森林情報等の活用促進

など

【農林道の整備・保全】

リスクシナリオ No.1-2、4-3 (所管部局：環境森林部、農政部)

- 災害発生時における避難路や代替輸送路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備・保全の促進に努めます。

－主な取組－

- 迂回路となりうる農林道の整備・保全

など

【卸売市場施設の整備・保全】

リスクシナリオ No.4-4 (所管部局：農政部)

- 災害発生時における卸売市場の機能を確保するため、耐震診断の実施など施設の耐災害性の強化を図り、事業者によるBCPの策定を促進します。

－主な取組－

- 卸売市場施設の整備・保全

など

重要業績指標

	【現状値】	【目標値】
	(R7)	(R12)
・長寿命化対策を講じた基幹的農業水利施設数	81箇所	92箇所
・防災重点農業用ため池のうち防災工事に着手した施設の割合	27%	90%
・供用開始20年以上の農業集落排水施設の機能保全対策実施率	46.8%	50%

(7) 国土保全・環境

【河川改修等の治水対策】

リスクシナリオ No.1-2 (所管部局：県土整備部、保健福祉部、農政部)

- ▶ 水害を予防し、河川の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進します。
- ▶ 地域の防災・減災に貢献する「田んぼダム」の取組を拡大させるため、市町および関係団体と連携し、取組の利点や導入に際しての留意事項について農業者や地域住民の理解を深めます。

－主な取組－

- 河川の堤防・護岸整備など、河川改修の推進
- 河川の堆積土除去、堤防強化などの防災・減災対策の推進
- 災害発生時における水防管理団体及び水防協力団体の応急支援のための資機材等の確保
- 重要水防箇所の重点的整備の推進
- 国・県・市町・企業などが一体となって取り組む流域治水対策の推進
- 洪水予報や雨量・河川水位の情報等、地域住民の早期避難態勢の確保に必要な防災情報の提供
- 水位計・河川監視カメラ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラによる河川情報の提供
- ダムの洪水調節容量の確保に向けた事前放流の的確な実施
- ダムの洪水調節機能を向上させるための堆積土除去の推進
- ダムの放流情報の適切な提供
- 市町における洪水ハザードマップの作成に必要となる小規模な河川の浸水想定区域図の情報提供
- 市町が策定する立地適正化計画における洪水浸水想定区域等に対する適切な防災・減災対策の防災指針としての位置付け
- 避難行動要支援者個別避難計画を作成する市町に対する支援
- 医療施設、高齢者、障害者及び児童福祉施設による避難確保計画作成の推進
- 「田んぼダム」の取組拡大に向けた理解促進

【河川・砂防施設等の長寿命化対策】

リスクシナリオ No.1-2、1-3 (所管部局：県土整備部)

- 豪雨等の災害発生時の被害を最小化するため、河川管理施設や砂防施設について、適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。

－主な取組－

- 河川管理施設及び砂防施設に係る長寿命化計画の策定や計画に沿った県管理の堤防、樋門・樋管、砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理
- 長寿命化計画に沿ったダム管理施設の老朽化対策
- 新技術等の活用による効果的・効率的なダムの維持管理

など

【総合的な土砂災害対策の推進】

リスクシナリオ No.1-2、1-3 (所管部局：県土整備部)

- 集中豪雨等による土砂災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

－主な取組－

- 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備の推進
- 土砂災害警戒区域内の重点整備箇所(要配慮者利用施設〔老人福祉施設、保育所、幼稚園等〕、避難場所、公共的建物〔消防、警察、役場の支所等〕、特別警戒区域内の保全対象人家5戸以上)に係る土砂災害防止施設の整備の推進
- 砂防設備の堆積土除去などの減災対策の推進
- 地域住民が土砂災害から円滑に避難するための平時や大雨時における警戒周知
- 市町における土砂災害ハザードマップの作成に必要となる土砂災害警戒区域の追加指定の推進

- 市町が策定する立地適正化計画における土砂災害警戒区域等に対する適切な防災・減災対策の防災指針としての位置付け

など

【山地防災対策】

リスクシナリオ No.1-3、4-5（所管部局：環境森林部）

- 山地に起因する土砂災害の発生を防ぐための山地防災対策を推進します。
 - －主な取組－
 - 山地災害危険地区等における治山施設の整備の推進
 - 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止機能を高めるための保安林等の整備の推進
 - 地域における防災力の向上を図るための山地災害防止に係る普及啓発
 - 山地防災ヘルパーなどのボランティア活動の支援

など

【火山災害対策】

リスクシナリオ No.1-3（所管部局：県土整備部、危機管理防災局）

- 火山噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするための対策を推進します。
 - －主な取組－
 - 治山施設、砂防堰堤等の整備の計画的な推進
 - 関係機関との連携による火山活動の観測や情報伝達の体制整備
 - 地域住民、観光客及び登山者等の安全確保対策の実施

など

【有害物質等の拡散・流出対策】

リスクシナリオ No.4-2（所管部局：環境森林部）

- 地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。
 - －主な取組－

- 有害物質の適正管理等の推進
- 有害物質等の環境中への流出等の情報収集及び環境モニタリング調査の継続

など

【災害廃棄物の処理体制の整備】

リスクシナリオ No.6-3 (所管部局：環境森林部)

- 国、市町及び関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

－主な取組－

- 県災害廃棄物処理計画の随時見直し
- 水害等へ対応するための市町等の災害廃棄物処理計画の改定支援
- 市町等担当者に対する災害廃棄物処理に係る研修及び訓練等の実施
- 市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や市町担当者に対する災害廃棄物処理に係る研修及び訓練等の実施
- 市町及び関係団体等との間で締結している応援協定の内容の定期的な確認、訓練等の実施
- 災害時における有害な物質を含む廃棄物の確実な処理に関する周知
- 国や関係都県等と連携した県域を越えた相互応援体制の構築

など

重要業績指標

	【現状値】	【目標値】
	(R7)	(R12)
・河川における優先整備区間の整備延長	90.4km	120.0km
	(R6)	
・土砂災害警戒区域内における重点整備箇所 の対策完了箇所数		調整中
・山地災害危険地区における整備着手箇所数		調整中

・立地適正化計画策定市町数（うち、防災指針策定市町数）	16 市町 (R6) (調整中)	21 市町 (調整中)
-----------------------------	------------------------	--------------------

3 横断的分野の推進方針

(1) リスクコミュニケーション

【防災意識の向上、防災教育の実施】

リスクシナリオ No.1-5、6-5（所管部局：環境森林部、教育委員会、危機管理防災局）

- 災害発生時に県全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機関・民間団体等と連携して、普及啓発や防災教育を行うなど、県民の防災意識の向上に努めます。

－主な取組－

- 民間事業者との協働やデジタル技術の活用等による実践的な防災知識の提供
- 児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設など）の管理者、職員等に対する自ら考え行動する力を育む防災教育の実施
- 栃木県気候変動適応センターによる自然災害リスクの増加等に関する科学的知見の情報提供や普及啓発
- 学校安全指導者研修会

など

【地域防災力の向上】

リスクシナリオ No.1-4、1-5、3-1、6-1（所管部局：危機管理防災局）

- 地域住民同士の助け合いによる防災力の更なる向上を図るため、地区防災計画の策定など、県内全域で地域主体の防災計画づくりを支援します。また、自主防災組織などの活動活性化を促し、地域全体の防災力の底上げを図ります。

－主な取組－

- 「自助・共助」の意識醸成による地域防災力の向上
- 県内全域における地区防災計画の策定や実効性を高めるための取組等への支援

など

【外国人対策】

リスクシナリオ No.1-5、4-1 (所管部局：生活文化スポーツ部)

- ▶ 日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、市町と連携しながら、支援体制を整備します。

－主な取組－

- 防災に関する情報の多言語化等
- 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

など

- ▶ 災害時における外国人住民支援の必要性について行政職員や住民に対する意識啓発及び外国人住民の防災への意識の向上を図ります。

－主な取組－

- 県と市町による総合防災訓練における外国人住民を含めた避難誘導訓練の実施
- 災害発生時に外国人に対する支援活動の拠点として設置される災害多言語支援センターの運営訓練等の実施
- 災害時外国人サポーター養成講座及び外国人住民向け防災教室の開催

など

重要業績指標

	【現状値】	【目標値】
	(R7)	(R12)
・ 普段から災害に備えている県民の割合	67.6%	85.0%
・ 防災に係る出前講座等の実施回数	1 回程度／月	1 回程度／月
・ 防災教育に係る研修会参加者数	7,180 人	8,780 人

・ 自主防災組織の平均訓練回数

0.36回／年

1回以上／年

(R5)

(2) 人材育成

【地域防災力の向上に向けた人材の育成】

リスクシナリオ No.1-4、1-5、3-1、6-2 (所管部局：危機管理防災局)

- 地域住民同士の助け合いによる防災力の更なる向上を図るため、地域防災活動の核となる消防団員などの担い手を確保・育成します。加えて、自主防災組織等のリーダーや、地域防災を指導する防災士などのアドバイザーとなる専門的な人材を育成及び活躍できる仕組みづくりを支援し、地域の活動を支援できる体制を強化します。

－主な取組－

- 消防団員など地域防災活動の担い手の確保・育成への支援
- 地域防災の担い手となる自主防災組織等のリーダーや防災士等の人材の体系的な育成及び活躍できる仕組みづくりや環境整備

など

【災害ボランティア活動に関する人材の育成】

リスクシナリオ No.6-2 (所管部局：生活文化スポーツ部、県土整備部、危機管理防災局)

- 災害ボランティア活動の質と実効性を高めるため、活動に必要な知識・技能を有する専門人材や、現地で活動を統括・調整するコーディネーター等の育成に努めます。

－主な取組－

- 震災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の認定
- 被災者の支援に関するニーズの把握や、被災地へのボランティアの派遣等のコーディネートを行う人材の育成

など

【避難行動要支援者対策】

リスクシナリオ No.1-5 (所管部局：保健福祉部)

- 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、市町の取組支援を実施します。

－主な取組－

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する研修会

など

【被災者生活再建支援業務に関する人材の育成】

リスクシナリオ No.6-2 (所管部局：危機管理防災局)

- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、被災自治体における避難所運営、住家の被害認定、罹災証明書交付等の災害対応業務を支援するため、迅速かつ円滑に応援が実施できる体制を構築するとともに、支援業務に精通した職員の育成を図ります。

－主な取組－

- 応援職員候補者の事前リスト化、派遣体制の構築
- 応援職員候補者を対象とした支援業務に関する研修会の実施

など

【災害時の保健・医療・福祉を担う人材の確保・育成】

リスクシナリオ No.6-2 (所管部局：保健福祉部)

- 各種研修や訓練を通じて、災害派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)、災害福祉支援チーム (DWAT) 等の人材の確保・育成や資質の向上に取り組みます。

－主な取組－

- 保健福祉職員を対象とした健康危機管理研修の実施 (再掲)
- DHEATの養成及び技術向上を図るための研修の実施 (再掲)
- DMAT、DPAT、DWAT等の各種支援チーム隊員の増員や技術向上を図るための研修や訓練の実施 (再掲)

- J R A T の派遣に必要な体制整備及び人材確保や人材育成を図るための普及啓発や研修の実施の検討（再掲）

など

【道路啓開等の復旧・復興を担う人材の育成・確保（再掲）】

リスクシナリオ No.5-3、6-2（所管部局：県土整備部）

- 建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足に対応するため、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を推進します。

－主な取組－

- 若年者等の入職促進や人材育成・人材確保の取組の推進及び支援（再掲）

など

(3) 官民連携

【企業等との連携】

リスクシナリオ No.1-2、1-3、1-4、2-4、2-5、2-6、4-1、4-4、5-1（所管部局：関係各部局）

- 災害対応において民間企業等の知見や組織体制を活用した官民連携体制を確保するため、民間企業や業界団体等との協定の締結に取り組みます。

－主な取組－

- 企業等との協定による災害対応等への支援に関する協力体制の整備

など

【災害ボランティアの活動体制の強化】

リスクシナリオ No.6-2（所管部局：生活文化スポーツ部、保健福祉部、危機管理防災局）

- 災害発生時においてボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、市町等と連携しながら、栃木県災害ボランティア活動連絡会議も活用し、活動

に必要な環境整備に努めます。

－主な取組－

- 社会福祉協議会・NPO等との情報共有
- 災害中間支援組織の構築及び実効性確保に向けた検討

など

【被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援】

リスクシナリオ No.2-3、6-2（所管部局：危機管理防災局）

- 被災者一人ひとりが、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、きめ細かな支援を行う仕組みづくりを推進します。

－主な取組－

- 県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制の構築検討

など

(4) 老朽化対策

【社会資本等の老朽化対策】 **リスクシナリオ No.1-1、1-2、1-3、5-3**

（所管部局：関係各部局）

- 今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、計画的な維持管理・更新に取り組みます。

－主な取組－

- 「栃木県公共施設等総合管理基本方針」等に沿った施設等の維持管理・更新の推進
- 社会資本等の適正な維持管理と計画的な修繕・更新による長寿命化の推進
- ドローン等の新技術を活用した効率的な維持管理の推進

など

(5) デジタル活用

【デジタルを活用した啓発等の推進】

リスクシナリオ No.1-5 (所管部局：関係各部局)

- 災害発生時に県全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、デジタル技術を活用し、普及啓発や防災教育を行うなど、県民の防災意識の向上に努めます。

－主な取組－

- デジタル技術を活用した災害の自分事化に向けた意識啓発の実施
- デジタル学習教材を活用した出前授業等の実施

など

【災害時の情報共有体制の強化】

リスクシナリオ No.1-5、5-1 (所管部局：総合政策部、県土整備部、危機管理防災局)

- 災害発生後の防災情報を一元的に共有するため、防災分野のデータを連携して、迅速な被害把握や的確な災害対応に取り組むとともに、災害発生時に備え、データをバックアップしておく体制の整備に努めます。

－主な取組－

- 次期栃木県防災情報システムの整備
- 栃木県データ連携基盤の整備

など

【デジタルを活用した業務の効率化】

リスクシナリオ No.1-2、4-5、6-2 (所管部局：環境森林部、農政部、県土整備部、危機管理防災局)

- 災害対応やインフラの維持・管理等におけるデジタル技術の導入推進により、強靱化に資する関連業務の効率化・迅速化に取り組めます。

－主な取組－

- 被災者生活再建支援業務の迅速化・効率化に向けたシステム活用の促

進

- 市町におけるため池監視システムの設置等の推進
- デジタル化した森林情報等の活用促進（再掲）
- 水位計・河川監視カメラ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラによる河川情報の提供（再掲）
- 新技術等の活用による効果的・効率的なダムの維持管理（再掲）

など

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第2章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、以下の11のリスクシナリオを回避するための施策について、優先的に取り組むこととします。

優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-2	河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと	2-1	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下

以上を踏まえると、「第3章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

優先的に取り組む施策の項目

施策分野	項目
個別 施策 分野	(1) 行政機能／警察・消防等
	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政機能 ・ 県及び市町の防災拠点機能の確保・強化 ・ 業務継続体制の整備 ・ 情報の収集、伝達体制の確保 ・ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ・ 避難所の環境整備、運営等支援 ・ 県内外の自治体等との受援・応援体制の整備 ・ 首都直下地震等への対応 ・ 帰宅困難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ② 警察・消防等 ・ 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保 ・ 消防広域応援体制、災害警備体制の整備
	(2) 住宅・都市・土地利用
	(3) 保健医療・福祉
	(4) 産業・エネルギー
	(5) 情報通信・交通・物流

		<ul style="list-style-type: none"> ・道路の防災・減災対策及び耐震化 ・緊急車両等の通行ルートの確保 ・緊急輸送体制の整備
	(6) 農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化 ・森林の適切な整備・保全 ・農林道の整備・保全
	(7) 国土保全・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修等の治水対策 ・河川・砂防施設等の長寿命化対策 ・総合的な土砂災害対策の推進 ・山地防災対策 ・火山災害対策

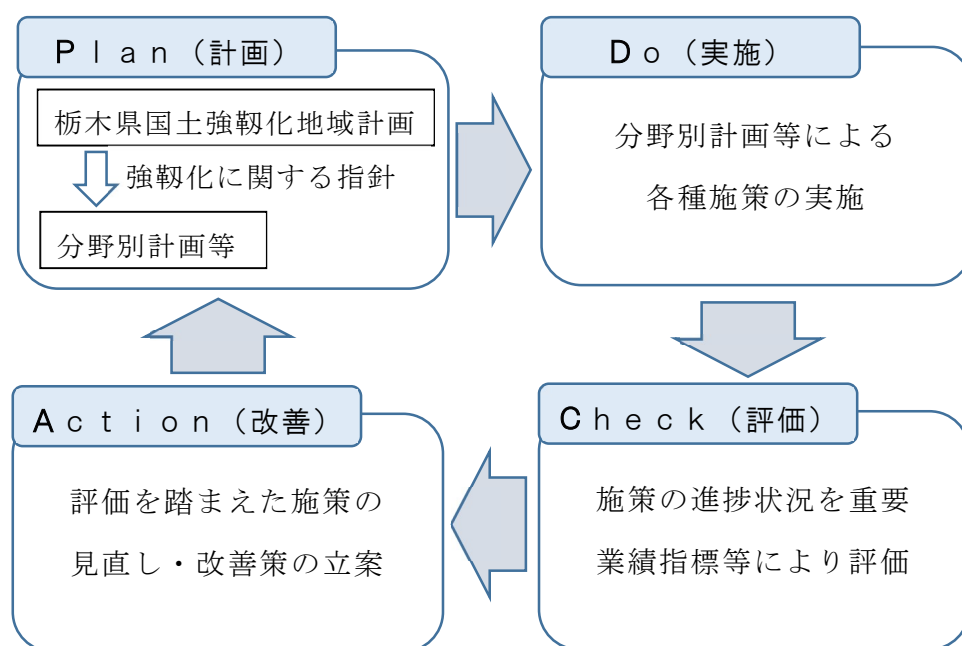
施策分野		項目
横断的分野	(1) リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上、防災教育の実施 ・地域防災力の向上 ・外国人対策
	(2) 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上に向けた人材の育成 ・避難行動要支援者対策
	(3) 官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等との連携 ・被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援
	(4) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本等の老朽化対策
	(5) デジタル活用	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルを活用した啓発等の推進 ・災害時の情報共有体制の強化 ・デジタルを活用した業務の効率化

また、リスクへの対応に向けた各施策分野の項目に関する個別事業計画については、【別紙3】(P93～)に示すものとし、各事業の進捗状況や新規事業の追加等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本県の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱なとちぎづくりを進めていきます。



【別紙1】

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

【住宅・建築物の耐震化】

・住宅の耐震化については、民間住宅の耐震化が課題となっていることから、助成による支援などに取り組むとともに信頼できる施工業者の確保により、所有者の不安を払拭する必要がある。

・学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物等について、国の支援制度等を有効活用するとともに、市町と連携し、耐震化の促進を図る必要がある。

・市町と連携し、大規模盛土造成地の適正管理や耐震化を促進する必要がある。

【社会福祉施設の耐震化】

・社会福祉施設について、国の支援制度等を有効活用するとともに、耐震化の促進を図る必要がある。

【医療機関等における防火対策等】

・多くの人命に関わる医療機関や社会福祉施設などにおいて、国の支援制度等を有効活用し、防火対策（スプリンクラー設置等）等の促進を図る必要がある。

【非構造部材の耐震対策】

・天井、外壁、窓ガラス、エレベーター、エスカレーター等の非構造部材について、安全対策の促進を図る必要がある。

・県内全域にある危険のおそれのあるブロック塀等に対し、安全確保を図る必要がある。

【社会資本等の老朽化対策】

・高度経済成長期に整備された社会資本等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」等に沿って適切な維持管理等を行う必要がある。

【老朽空き家対策】

・老朽化した危険な空き家は、倒壊等により避難や救助の妨げとなるおそれがあるこ

とから、市町等と連携を図りながら、適正管理や活用・除却を促進していく必要がある。

【市街地整備】

・避難路、物資輸送路、防災公園の整備、幹線道路の無電柱化など、災害時の被害拡大防止や被災時の通行確保及び応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する必要がある。

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保】

・大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化や市町、消防本部における消防施設の充実、広域的な消火応援受入体制の整備を促進する必要がある。

【水道施設の耐震化等】

・消防水利の喪失を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・住宅の耐震化率
- ・消防団の定員充足率
- ・上水道の基幹管路の耐震適合率

1-2 河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

【河川改修等の治水対策】

- ・ 県民の生命・財産を守るため、河川整備を着実に推進する必要がある。
- ・ 河川の堆積土除去や堤防強化など、水害を予防し、河川の安全性を高める防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・ 災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保するとともに、適切な運用を図る必要がある。
- ・ 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である流域治水を進める必要がある。
- ・ 情報通信技術（ICT）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の提供など、必要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要がある。
- ・ 浸水想定区域の指定箇所など、災害のおそれがある危険箇所について住民への周知を図るとともに、洪水から地域住民が円滑に避難できるよう、市町が作成した洪水ハザードマップの有効活用を支援する必要がある。
- ・ ダムの洪水調節時における空き容量を確保するため、予測降雨量に応じた的確に事前放流を実施する必要がある。
- ・ ダムの洪水調節容量内に堆積した土砂の撤去により、下流の河川氾濫による被害を減少させるための減災対策を推進する必要がある。
- ・ 居住や都市機能を誘導する区域内に洪水浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には、市町が策定する立地適正化計画において、適切な防災・減災対策を防災指針として位置付けるよう、策定を支援していく必要がある。
- ・ 地域の防災・減災に貢献する「田んぼダム」の取組を拡大させるため、市町および関係団体と連携し、取組の利点や導入に際しての留意事項について農業者や地域住民の理解を深める必要がある。
- ・ 市町における避難行動要支援者個別支援計画の作成を支援する必要がある。
- ・ 避難確保計画を作成していない医療施設、高齢者、障害者及び児童福祉施設に対する指導を行う必要がある。

【応急復旧体制の整備】

・道路啓開計画に基づいた道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【河川管理施設の長寿命化対策】

・河川管理施設に係る長寿命化計画等に沿って、県が管理する堤防、樋門・樋管などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

【ダム管理施設の老朽化対策】

・ダム管理施設について、長寿命化計画に基づき効果的・効率的な維持管理及び設備更新を推進するとともに新技術等の活用によるコスト縮減を図る必要がある。

【信号設備の整備】

・交通流の変化に応じた信号設備の設置及び水害発生時の水没防止措置を講じる必要がある。

・老朽化した信号設備の計画的な更新を推進する必要がある。

【総合的な土砂災害対策】

・土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。

・砂防設備の堆積土除去など、土石流等による被害を最小限にするための減災対策を推進する必要がある。

【砂防施設の長寿命化対策】

・砂防関係施設長寿命化修繕計画等に沿って、県が管理する砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

【農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化】

・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（頭首工、農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、施設の対策工事費用や維持管理費用の低減を図りながら、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の重要度や劣化状況に応じた長寿命化や耐震化等の対策を推進する必要がある。

・防災重点農業用ため池について、健全度評価の結果、対策が必要と判明した施設の決壊リスクを低減させるため、優先順位を定めて計画的に防災対策を推進する必要がある。

・大雨や地震時に、迅速かつ安全にため池の状況を確認できる情報通信技術（ I C T ）を活用した監視システムの導入が進むよう、市町や関係団体と連携し、ため池管理者の理解促進を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・河川における優先整備区間の整備延長
- ・立地適正化計画策定市町数（うち、防災指針策定市町数）
- ・土砂災害警戒区域内における重点整備箇所対策完了箇所数
- ・長寿命化対策を講じた基幹的農業水利施設
- ・防災重点農業用ため池のうち防災工事に着手した施設の割合

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【火山災害対策】

- ・火山噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするため、治山施設、砂防堰堤等の整備を計画的に推進する必要がある。
- ・関係機関と連携しながら、火山活動の観測や情報伝達の体制を整備するとともに、地域住民のほか、観光客や登山者等の安全確保のための対策を実施する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

- ・道路啓開計画に基づいた道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【総合的な土砂災害対策】

- ・土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。
- ・土砂災害警戒区域内の重点整備箇所（要配慮者利用施設〔老人福祉施設、保育所、幼稚園等〕、避難場所、公共的建物〔消防、警察、役場の支所等〕、特別警戒区域内の保全対象人家5戸以上）について、着実に土砂災害防止施設の整備を進める必要がある。
- ・砂防設備の堆積土除去など、土石流等による被害を最小限にするための減災対策を推進する必要がある。
- ・土砂災害から地域住民が円滑に避難できるよう、平時や大雨時における警戒周知や、市町が作成した土砂災害ハザードマップの有効活用の支援等を行う必要がある。
- ・居住や都市機能を誘導する区域内に土砂災害警戒区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には、市町が策定する立地適正化計画において、適切な防災・減災対策を防災指針として位置付けるよう、策定を支援していく必要がある。

【砂防施設の長寿命化対策】（再掲）

- ・砂防関係施設長寿命化修繕計画等に沿って、県が管理する砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

【山地防災対策】

- ・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、山地災害危険地区における治山施設等の整備を推進する必要がある。

・山地災害防止に係る普及啓発や、山地防災ヘルパーなどによるボランティア活動を通じて、地域コミュニティ等と連携し、地域の山地防災力の向上を図る必要がある。

【森林の適切な整備・保全】

・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、デジタル技術等を活用しながら、造林、間伐等の森林整備を効率的に推進するとともに、治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ・山地災害危険地区における整備着手箇所数
- ・立地適正化計画策定市町数（うち、防災指針策定市町数） **【再掲】**

1-4 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【道路施設整備】

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、暴風雨や豪雪時の災害時において被害拡大の防止及び円滑な通行を確保する必要がある。

【予防伐採の推進】

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開計画に基づいた道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【地域防災力の向上】

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、消防団員を確保するための若者・女性・学生・企業等へのアプローチや、団員減少の中での効率的な団運営の検討を市町と連携して行っていく必要がある。また、地区防災計画の策定や防災訓練の実施など自主防災組織の活性化に向けて引き続き支援していく必要がある。

（重要業績指標）

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災意識の向上、防災教育の実施】

・災害発生時に県全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機関・民間団体等と連携して、県民の防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、消防団員を確保するための若者・女性・学生・企業等へのアプローチや、団員減少の中での効率的な団運営の検討を市町と連携して行っていく必要がある。また、地区防災計画の策定や防災訓練の実施など自主防災組織の活性化に向けて引き続き支援していく必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】

・災害発生時に県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

【住民等への災害情報の伝達】

・逃げ遅れゼロを目指した分かりやすい防災情報の提供のため、災害情報共有システム（Lアラート）をはじめ、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用を促進するとともに、次期防災情報システムの整備などによる災害情報伝達体制を整備する必要がある。

【避難行動要支援者対策】

・災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成や要配慮者利用施設の避難確保計画の策定促進及び情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備を市町と連携しながら実施する必要がある。

【外国人対策】

・言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保など、市町等と連携しながら支援体制を整備する必要がある。

（重要業績指標）

- ・防災教育に係る研修会参加者数
- ・普段から災害に備えている県民の割合

- ・ 防災に係る出前講座等の実施回数
- ・ 自主防災組織の平均訓練回数
- ・ 消防団の定員充足率【再掲】
- ・ 災害訓練の実施回数

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと

2-1 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【消防広域応援体制の整備】

・県内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制の整備を行うとともに、県内消防本部等と連携を図りながら訓練等を実施していく必要がある。

【災害警備体制の整備】

・各警察署及び救助部隊における救助活動用装備資機材の充実を図るとともに、救助活動の即応能力の向上に資する実践的な訓練等を推進する。

(重要業績指標)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【被災地における保健医療福祉活動への支援体制の整備】

・被災地における医療救護活動や避難所等における健康管理等の情報収集、連絡調整等の指揮調整機能が円滑に実施されるよう、職員の技術向上を図るための研修や、保健医療福祉活動チーム等との合同訓練等を行う必要がある。

・上記の活動が円滑に実施できるよう、「栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル（R2.4 作成）」の検証及び改正を行う必要がある。

【災害拠点病院の機能強化】

・災害時の医療体制を確保するため、被災地の医療確保、被災した地域への医療支援を実施できる体制を構築し、災害拠点病院における食料、飲料水、医薬品等の現物備蓄や緊急時における供給体制の整備などを促進する必要がある。

・災害拠点病院におけるヘリポートの敷地内への設置を促進する必要がある。

【DMAT指定病院等の整備】

・国が行う災害医療従事者研修等への参加促進や災害医療研修・訓練（広域災害を想定した研修を含む。）の実施を通して、災害急性期（災害発生 48 時間以内）に被災地で医療救護活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）及び精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員の増加・技術維持や災害医療従事者の知識・技能向上を図る必要がある。

【災害支援ナースの派遣体制の整備】

・被災地における看護支援活動を行う災害支援ナースの派遣に必要な人材確保等、体制の整備が必要である。

【医療機関等におけるライフラインの確保】

・災害時に電気、ガス、水道及び医療機関等の自家発電設備や医療従事者、患者搬送用車両等の燃料等について、医療機関や関係機関と連携し医療施設等への円滑な供給が可能となるよう体制を整備する必要がある。

・医療機関におけるBCP策定を促進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】

・緊急車両の円滑な交通を確保するため、災害に強い救急医療機関へのアクセス路や緊急輸送道路等の整備を進めるとともに、電柱倒壊リスクがある市街地の緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

【医療機関等の耐震化等】

・緊急車両の円滑な通行を確保するため、二次救急医療機関等へのアクセス道路を整備する必要がある。

・医療機関について、国の支援制度等を有効活用するとともに、耐震化の促進を図る必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開計画に基づいた道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

（重要業績指標）

- ・DMA T指定病院数
- ・災害訓練の実施回数【再掲】
- ・災害拠点病院以外の病院におけるBCPの策定率

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【平時からの予防対策】

- ・避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。
- ・医薬品等について、災害時においても供給を受けられる体制の構築に向けた検討を行う必要がある。
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）及び災害福祉支援チーム（DWAT）の養成・資質向上を図るとともに、市町や関係団体との連携を強化する必要がある。
- ・災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）と連携し、派遣に備えた体制整備を進めるとともに、人材確保及び人材育成を図るため、関係機関への普及啓発や各種研修の実施について検討する必要がある。

【上下水道施設の耐震化】

- ・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

【社会福祉施設等の耐震化】

- ・社会福祉施設等について、国の支援制度等を有効活用するとともに、市町と連携し、耐震化の促進を図る必要がある。

【避難所の環境整備、運営等支援】

- ・要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるよう、トイレ、食事、就寝等、避難所の環境整備や、運営等への支援に取り組む必要がある。

【被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援】

- ・被災者が、一人ひとりの事情や状況に応じて、被災直後から生活再建まで切れ目なく適切な支援が受けられるよう、県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。

（重要業績指標）

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】
- ・流域下水道の重要管渠の耐震化率
- ・スフィア基準を満たす避難所を整備するための災害用物資・資機材の備蓄を行っている市町数

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

・災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保するほか、避難所への供給方法を確立する必要がある。

・災害発生時において緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

・災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速かつ円滑な確保を図るため、市町と連携しながら、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、高規格道路やICアクセス道路、重要物流道路及び緊急輸送道路等の整備を進める必要がある。

【道路の防災・減災対策及び耐震化】

・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備や維持管理等に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、指定路線の見直し等を随時行う必要がある。

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、高規格道路、重要物流道路及びICアクセス道路等の整備を進める必要がある。

【道路施設の老朽化対策】

・道路施設について、老朽化対策と併せ、長寿命化計画に沿った予防保全を推進する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開計画に基づいた道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【水道施設の耐震化等】

・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、基幹管路をはじめとする水道施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

【避難所の環境整備、運営等支援】（再掲）

・要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるよう、トイレ、食

事、就寝等、避難所の環境整備や、運営等への支援に取り組む必要がある。

(重要業績指標)

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】
- ・道路防災点検における要対策箇所の整備率
- ・常総・宇都宮東部連絡道路、栃木西部都市連絡道路の整備延長
- ・スフィア基準を満たす避難所を整備するための災害用物資・資機材の備蓄を行っている市町数【再掲】

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

【関係機関等との連携強化】

・平常時から、市町や公共交通機関等の関係機関と連携し、連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

【事業所等における備蓄の促進】

・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

【交通結節点への通行確保】

・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

(重要業績指標)

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【孤立可能性集落における対策の推進】

・災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある集落（孤立可能性集落）に通じる道路防災危険箇所の対策や孤立可能性集落周辺の土砂災害対策、避難・救助活動や支援物資の輸送等に必要な高規格道路等の整備を推進するとともに、市町と連携しながら、孤立発生時の迅速な救助のために必要な通信手段や資機材の整備、ヘリ臨時離発着場の確保を推進する必要がある。

【避難場所・緊急用ヘリポート用地の確保】

・市町と連携しながら、住民の避難先となる施設や、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地を孤立可能性集落ごとに確保する必要がある。

【道路施設整備】（再掲）

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、暴風雨や豪雪時の災害時において被害拡大の防止及び円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開計画に基づいた道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【予防伐採の推進】（再掲）

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

（重要業績指標）

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

【平時からの予防対策】（再掲）

- ・避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。
- ・医薬品等について、災害時においても供給を受けられる体制の構築に向けた検討を行う必要がある。
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）及び災害福祉支援チーム（DWAT）の養成・資質向上を図るとともに、市町や関係団体との連携を強化する必要がある。

【上下水道施設の耐震化】（再掲）

- ・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】
- ・流域下水道の重要管渠の耐震化率【再掲】

3 必要不可欠な行政機能は確保すること

3-1 県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下

【県及び市町の防災拠点機能の確保・強化】

・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

【業務継続体制の整備】

・「栃木県業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、市町の業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図るため、国が示す「重要な6要素」の規定を中心とした計画の見直しを促進するなど、県及び市町の業務継続体制を強化する必要がある。

・「栃木県警察業務継続計画」が実災害に即した内容となるよう、継続的な見直しを図るとともに、計画内容を職員に周知させる必要がある。

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】

・災害時における人的応援等の受入れに関する受援計画（以下、受援計画）の実効性を確保するため、計画に基づく訓練の実施や計画の見直しなどの取組を推進するとともに、市町受援計画の見直しや訓練実施を支援していく必要がある。

・全国知事会等における訓練や連絡会議等への参画により、関連自治体及び関係機関との連携を強化していく必要がある。

・大規模災害発生時に被災自治体へ派遣する職員を事前に選定するなど、迅速かつ円滑な応援が実施できる体制を構築するとともに、支援業務に精通した職員の育成を図る必要がある。

【首都直下地震等への対応】

・首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、東京圏における人的・物的被害や経済被害は甚大なものになると予想され、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題となっていることから、首都機能のバックアップへの対応などについて、近隣県と連携しながら、検討する必要がある。

（重要業績指標）

・BCPに「重要な6要素」を規定している市町数

4 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

【県内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】

・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、引き続き、啓発セミナーの開催や計画の策定・見直し・訓練に取り組む事業者の個別支援、策定を支援する人材の育成など、県内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。

【本社機能を有する工場等の立地促進】

・我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも事業継続が担保されるよう、東京圏等に立地する企業の本社機能や、バックアップ拠点・代替生産ライン機能を持つ工場等の立地に向けた取組を推進する必要がある。

【エネルギーの安定供給】

・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やコージェネレーション等の分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの安定供給を図る必要がある。

【道路施設整備】（再掲）

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、暴風雨や豪雪時の災害時において被害拡大の防止及び円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開計画に基づいた道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

（重要業績指標）

・BCP策定支援事業者数(累計)

4-2 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

【有害物質の拡散・流出対策】

・地震発生時に倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。

【原子力災害対策の推進】

・近隣県の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、県民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。

(重要業績指標)

4-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【道路の防災・減災対策及び耐震化】（再掲）

・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等について、防災・減災対策を実施する必要がある。

・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備や維持管理等に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、指定路線の見直し等を随時行う必要がある。

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、高規格道路、重要物流道路及びICアクセス道路等の整備を進める必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、高規格道路やICアクセス道路、重要物流道路及び緊急輸送道路等の整備を進める必要がある。

【交通結節点への通行確保】（再掲）

・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

【空中輸送体制の整備】

・災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、市町等と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。

【市街地整備】（再掲）

・避難路、物資輸送路、防災公園の整備、幹線道路の無電柱化など、災害時の被害拡大防止や被災時の通行確保及び応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・道路防災点検における要対策箇所の整備率
- ・常総・宇都宮東部連絡道路、栃木西部都市連絡道路の整備延長【再掲】

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】（再掲）

・災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保するほか、避難所への供給方法を確立する必要がある。

【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

・農業水利施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、農業用ダム、頭首工、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を促進する必要がある。

・台風や雪害等に強い低コスト耐候性ハウスの導入を促進する必要がある。

・農業用施設及び林業用施設の異常な兆候の早期発見や故障等への早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。

・農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、加工施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設等）について、農業協同組合、森林組合等の管理者による平常時からの適切な施設管理を促進する必要がある。

・農業水利施設などの生産基盤等を将来にわたって持続的に発揮させるため、地域農業の営農形態の変化に対応した施設の集約・再編を促進する必要がある。

【卸売市場施設の整備・保全】

・災害発生時における卸売市場の機能を確保するため、耐震診断の実施など施設の耐災害性の強化を図り、事業者によるBCPの策定を促進する必要がある。

（重要業績指標）

4-5 農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

・農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や中山間地域等における活動の広域化やスマート農業の導入による生産活動への支援等を推進する必要がある。

【森林の適切な整備・保全】（再掲）

・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、デジタル技術等を活用しながら、造林、間伐等の森林整備を効率的に推進するとともに、治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

（重要業績指標）

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること

5-1 防災・災害対応に必要な通信インフラが機能停止し、災害情報等の伝達不能

【電源の確保】

・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、関係機関が設置している発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

・災害発生時に国、県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

【住民等への災害情報の伝達】（再掲）

・逃げ遅れゼロを目指した分かりやすい防災情報の提供のため、災害情報共有システム（Lアラート）をはじめ、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用を促進するとともに、次期防災情報システムの整備などによる災害情報伝達体制を整備する必要がある。

【外国人対策】

・観光客を含めた外国人の安全を確保するための情報発信や支援体制を整備する必要がある。

【道路施設整備】（再掲）

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、暴風雨や豪雪時の災害時において被害拡大の防止及び円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開計画に基づいた道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【栃木県データ連携基盤の整備】

・データ連携基盤整備後も引き続き、連携するデータやシステムの充実を図り、県民に提供する情報をさらに充実させる必要がある。

・災害発生時に備え、データをバックアップする体制を整備しておく必要がある。

（重要業績指標）

・県広報課LINE（ライン）の登録者数

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

【ライフラインの災害対応力強化】

・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。

【エネルギーの安定供給】（再掲）

・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やコージェネレーション等の分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの安定供給を図る必要がある。

【予防伐採の推進】（再掲）

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

（重要業績指標）

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化等】（再掲）

・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、基幹管路をはじめとする水道施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

【上下水道施設の耐震化】（再掲）

・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

【工業用水の供給】

・災害発生時においても、給水機能を確保し、受水企業に安定して工業用水を供給するため、施設の耐震化、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。

【農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化】

・農業集落排水施設の長期的な汚水処理機能を確保するため、最適整備構想に基づく機能保全・強化対策等を着実に進めていく必要がある。

【予防伐採の推進】（再掲）

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】
- ・流域下水道の重要管渠の耐震化率【再掲】
- ・供用開始 20 年以上の農業集落排水施設の機能保全対策実施率

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【復興の事前準備】

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組について引き続き普及・啓発を図る必要がある。

【道路施設の応急復旧体制の整備】

・統合管理業務委託や災害協定を締結することで、あらかじめ各建設業者が担当する区域等を定めることにより、迅速に応急対策を行える体制を整備する必要がある。

（重要業績指標）

- ・道路防災点検における要対策箇所の整備率【再掲】
- ・常総・宇都宮東部連絡道路、栃木西部都市連絡道路の整備延長【再掲】

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】（再掲）

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】

・災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

【被災者生活再建支援業務に関する体制の強化】

・平時から被災者生活再建支援業務に精通した職員を育成するとともに、県内市町間でより円滑な相互応援が実施できる体制を構築する必要がある。また、デジタル活用等により、支援業務の迅速化・効率化を図る必要がある。

【災害時の保健・医療・福祉を担う人材の確保・育成】

・各種研修や訓練を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害福祉支援チーム（DWAT）等の人材の確保・育成や資質の向上を図る必要がある。

・災害発生時における円滑な支援に向けて、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）の派遣体制の整備を行うとともに、支援活動に従事できる人員の確保及び育成が必要である。

【被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援】（再掲）

・被災者が、一人ひとりの事情や状況に応じて、被災直後から生活再建まで切れ目なく適切な支援が受けられるよう、県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。

（重要業績指標）

- ・道路防災点検における要対策箇所の整備率【再掲】
- ・常総・宇都宮東部連絡道路、栃木西部都市連絡道路の整備延長【再掲】

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の処理体制の整備】

・市町や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

【地籍調査の促進】

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、市町等が行う地籍調査等の促進を図る必要がある。

(重要業績指標)

・地籍調査進捗率

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【復興の事前準備】

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組について引き続き普及・啓発を図る必要がある。（再掲）

・被災者の住まいの迅速な確保、再建のため、応急仮設住宅の迅速な供給及び円滑な運用を図る必要がある。

【地籍調査の促進】（再掲）

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、市町等が行う地籍調査等の促進を図る必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】（再掲）

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】（再掲）

・災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

（重要業績指標）

・地籍調査進捗率【再掲】

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【文化財の防災対策等】

・貴重な文化財等を保存するため、防災・耐震対策を進めるとともに、災害時の協力体制の構築、デジタルを活用した防災マップの検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

【県内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】（再掲）

・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、引き続き、啓発セミナーの開催や計画の策定・見直し・訓練に取り組む事業者の個別支援、策定を支援する人材の育成など、県内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。

【災害廃棄物の処理体制の整備】（再掲）

・市町や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

【復興の事前準備】（再掲）

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組について引き続き普及・啓発を図る必要がある。

（重要業績指標）

・BCP策定支援事業者数(累計)【再掲】

【別紙2】

重要業績指標一覧

※担当部局等は以下の略称で記載

生活:生活文化スポーツ部、保福:保健福祉部、環森:環境森林部、産労:産業労働観光部
 農政:農政部、県土:県土整備部、危機:危機管理防災局、教委:教育委員会

(個別施策分野)

(1) 行政機能／警察・消防等

① 行政機能

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① BCPに「重要な6要素」を規定している市町数	21市町	25市町	危機
② スフィア基準を満たす避難所を整備するための災害用物資・資機材の備蓄を行っている市町数	0市町(R6)	25市町	危機

② 警察・消防等

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① 消防団の定員充足率	85.6%	100.0%	危機

(2) 住宅・都市・土地利用

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① 住宅の耐震化率	調整中		県土
② 上水道の基幹管路の耐震適合率	調整中		県土
③ 流域下水道の重要管渠の耐震化率	調整中		県土
④ 地籍調査進捗率	25.4%	28.0%	農政

(3) 保健医療・福祉

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① DMAT指定病院数	調整中		保福
② 災害訓練の実施回数	調整中		保福
③ 災害拠点病院以外の病院におけるBCPの策定率	調整中		保福

(4) 産業・エネルギー

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① BCP策定支援事業者数(累計)	596社(R6)	901社	産労
② 高速道路のスマートIC数	調整中		県土

(5) 情報通信・交通・物流

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① 県広報課LINE(ライン)の登録者数	調整中		危機
② 道路防災点検における要対策箇所の整備率	調整中		県土
③ 常総・宇都宮東部連絡道路、栃木西部都市連絡道路の整備延長	調整中		県土

(6) 農林水産

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① 長寿命化対策を講じた基幹的農業水利施設数	81	92	農政
② 防災重点農業用ため池のうち防災工事に着手した施設の割合	27%	90%	農政
③ 供用開始20年以上の農業集落排水施設の機能保全対策実施率	46.8%	50.0%	農政

(7) 国土保全・環境

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① 河川における優先整備区間の整備延長	90.4km(R6)	120.0km	県土
② 土砂災害警戒区域内における重点整備箇所の対策完了箇所数	調整中		県土
③ 山地災害危険地区における整備着手箇所数	調整中		環森
④ 立地適正化計画策定市町数(うち、防災指針策定市町数)	16市町(R6) (調整中)	21市町 (調整中)	県土

(横断的分野)

(1) リスクコミュニケーション

重要業績指標	現状値(R7)	目標値(R12)	担当部局
① 普段から災害に備えている県民の割合	67.6%	85.0%	危機
② 防災に係る出前講座等の実施回数	1回程度/月	1回程度/月	危機
③ 防災教育に係る研修会参加者数	7,180人	8,780人	教委
④ 自主防災組織の平均訓練回数	0.36回/年(R5)	1回以上/年	危機